

## 地域課題とこれからの相談支援の取組み方法について

## 1 各区障害者相談支援連絡調整会議（連絡調整会議）の運営の見直し

## (1) 連絡調整会議の現状

- ① 日ごろの事業報告及び事例検討の実施
- ② 事例を積み重ねる中で顕在化した課題について、分類を実施（難易度別・生活課題別）
- ③ 分類した課題を調整会議で協議していく体制の整備は、今後の課題

## (2) 課題協議体制を整備していく上での課題

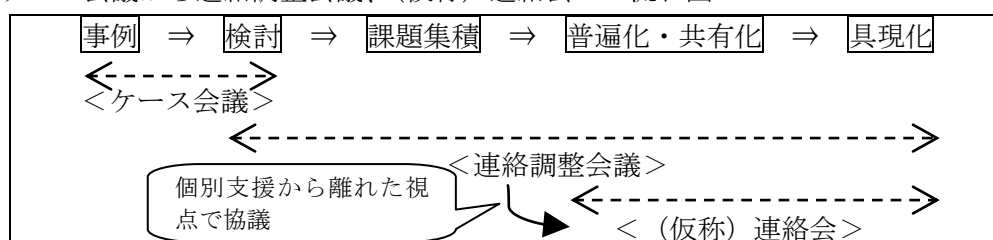
- ① 集積・分類した課題について、連絡調整会議において解決方法案を打ち出すまでの一貫した協議体制が必要
- ② 今後は、各関係機関の連携・協働の下、連絡調整会議で次の事項に取り組むことが必要
  - ア 集積・分類を行った課題の事例集化と分析
  - イ 課題の多角的検討と、解決方法案の具体的提案

## (3) 課題協議体制整備への対応

- ① 地域（区）の課題の協議は、原則として連絡調整会議で完結
- ② 連絡調整会議での協議と並行し、区を跨ぐものや全市に共通なテーマについては、迅速かつ柔軟に協議していくため、必要に応じて（仮称）連絡会を作り、集中的に協議
- ③ （仮称）連絡会では、個別支援から離れた視点で議論を実施（個別事例の調整は行わない）
- ④ 連絡調整会議と（仮称）連絡会の役割分担は、次のとおり

連絡調整会議	個別事例を中心とした協議調整、課題の集積・分類 ※ 個別支援を出発点とする。
（仮称）連絡会	区を跨ぐものや全市共通の課題についての迅速かつ柔軟な協議 ※ 個別支援から離れた視点で行う。

- ・ ケース会議から連絡調整会議、（仮称）連絡会への流れ図



## 2 静岡市障害者施策推進協議会において示された地域連携のための課題

### (1) 障害者施策推進協議会における協議内容

第2回静岡市障害者施策推進協議会（平成22年11月15日開催）にて、自立支援協議会・連絡調整会議における取組みと明らかになった地域課題を報告し、施策推進協議会委員からは次のような意見が出された。

- ① 戦略性を持った個別支援の必要性（問題が大きくなってから、あるいは期限が迫ってから動き始めるケースが少なくない）
- ② 小さいときから将来を見据えた長期計画の必要性
- ③ スピード感を持った支援の必要性（手をこまねくのではなく、できる部分から取り掛かる）
- ④ 細かなニーズを把握した本当の意味の「個別支援」の必要性（紋切り型の支援からの脱却）
- ⑤ 「ないものを埋める」ではなく、当事者の力を引き出す視点の必要性
- ⑥ 当事者・保護者の要望を何でも受入れるのではなく、ときには厳しいこと（苦言）を呈することの必要性

### (2) 「これからの相談支援の在り方」の提示

- ① 地域のすべてを包括したケアネットワークの構築
  - ア 現行の制度・仕組みでは対応しきれない生活課題は多い
  - イ これらの課題に対し、行政の公的福祉サービスと相まって、地域住民や住民組織等による主体的な支え合いの領域を拡大、強化していくことが必要
- ② ケアネットワークに求められるもの
  - ア その人に必要な支援を包括的に実施
  - イ その人が抱える生活課題が、他で同じように起きないように、福祉コミュニティ（※）づくりを展開

※ 福祉コミュニティとは

- － 地域に基盤を置いた支援を実践する
- － 支援は個別に行い、地域課題検討は脱個別に行う
- － 個別の調整内容を、地域課題へ統合していく
- － 専門職と非専門職がチームとなって支援する（例：相談支援の仕事、相談員「だけ」にやらせない）
- － 地域にある各ネットワークを束ねていく

### 3 平成23年度の取組み（案）

#### （1）個別支援（ケース会議）の強化

- ① あらゆる支援策（可能性）を総当たりする検討体制の強化
  - ア どんな事例でも、必ず複数の支援策を当たることの原則化（専門職が陥りがちな、支援のパターン化からの脱却）
  - イ 多くの支援策を見出せるよう、あらゆる情報の収集・活用体制の強化
- ② ケース対応と課題検討の明確化
  - ア ケース対応では、実現可能な方法について客観的な立場から検討（「〇〇があれば良い」といった、その時点では実現困難な案（希望要望）の議論は、ケース検討ではない）
  - イ ケース対応を行った上で、ケースから少し離れた視点で課題を検討（例：連絡調整会議などで課題を検討）
- ③ 支援手法の事後検証の定着化
  - ア 支援開始前に、支援の到達点やその検証基準を確実に定める
  - イ 定めた到達点・基準に従って、支援結果の検証を行う
  - ウ 検証結果を他の類似事例にいかす（対応方法をいかし、他での問題再発を防止する）

#### （2）連絡調整会議の強化

- ① 施設長・監督者級職員の連絡調整会議への関与
  - ア 現在の連絡調整会議は、相談員・ケース担当者などの実務担当者が中心となって運営しているが、以下の課題への対応が必要
    - （ア）実務担当者の取組みの、別の視点から点検・確認の必要性
    - （イ）支援や課題対応の方法についての、全体的な意思統一の必要性
  - イ このため、各関係機関の施設長・監督者級の職員にも、連絡調整会議へ携わっていただく
- ② 相談員以外の関係者による相談支援の実践
  - ア 相談支援は、相談支援事業者の相談員だけではなく、すべて連絡調整会議構成機関の職員が、それぞれの担当分野及び知識に基づいて取組む
  - イ また、各機関の取組み内容を連絡調整会議の場において結合させ、一体的な支援体制を構築

- ③ 研修会開催及びマニュアル改訂等
  - ア 地域連携マニュアルに、これらの実践方法を盛り込む
  - イ これらの観点を、事業評価の評価項目に取り入れ、実施状況の評価・確認を行う
  - ウ 会議運営方法などの、テーマに即した研修会を開催する

(3) 改正障害者自立支援法等への対応

- ① 改正障害者自立支援法により、相談支援の機能が更に強化され、サービス利用計画作成体制の強化など、個別支援の重要性が更に高まる見込み
- ② 特に、次の点への対応が必要
  - ア 基幹相談支援センターの創設
  - イ 自立支援協議会の法定化
  - ウ 地域移行支援や、地域定着支援（現在の住宅入居等支援事業）の個別給付化
  - エ サービス利用計画作成の実施対象拡大
  - オ 障害児相談支援の実施
  - カ 成年後見制度利用支援事業の必須化
- ③ 本市では、既に対応しているイ及びカ以外について、今後、着実に検討・準備を行い、改正法の施行（遅くとも平成24年4月1日）に備える
- ④ 併せて、国の障がい者制度改革推進本部の動向を見極め、打ち出される新たな施策・制度に対しても、必要に応じて対応していく